

日用品の買物が難しい地域での取組を支援します

県では、中山間地域にお住まいの方が安心して暮らし続けることができるよう、日用品の買い物の仕組みづくりのための取組を支援しています。

◆補助対象経費

- ① 生活用品の確保のための調査等に要する経費
 - ② 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備、附帯する備品等の購入に要する経費
 - ③ 生活用品の確保のためのデジタル化に要する経費
- ※最長12月間を限度として、試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等）も補助可能
- ※事業実施にあたり、地域の見守り活動を併せて行うことが条件

◆補助率

- ・1/2以内
- ・実施主体が企業又は個人事業者の場合は
1/3以内

◆上限額

- ・①②：合わせて1事業あたり2,000万円
- ・③：1事業あたり300万円

◆補助事業者

市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」）
※市町村等の負担を要する（負担割合の定めはありません）

◆事業実施主体

- ・市町村等
- ・NPO法人、公益法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会
- ・企業又は個人事業者
- ・その他市町村が認める団体等

※実施主体が市町村等以外の場合、県から市町村等を介した間接補助となります

【活用例】



移動販売車両の購入や内装整備

＜お問い合わせ先＞

◆高知県 総合企画部

中山間地域対策課 生活環境担当

TEL : 088-823-9622 FAX : 088-823-9258

Email : 080601@ken.pref.kochi.lg.jp